

2018年11月30日

公益社団法人 日本産科婦人科学会

理事長

藤井 知行 先生

日本てんかん学会 理事長

池田 昭夫

抗てんかん薬内服中の授乳指導に関するお願い

日本産科婦人科学会におかれましては、常々てんかんを持つ女性の診療に関し一方ならぬご尽力、ご指導を賜り誠にありがとうございます。第70回日本産科婦人科学会学術講演会では、当学会との合同企画を開催いただきましたこと、あらためて御礼申し上げます。

このたびは、抗てんかん薬内服中の授乳指導に関して、授乳が原則可能であることの貴学会会員への広報をお願い申し上げます。

すでに貴学会『産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017』にも示していただいておりますように、抗てんかん薬のうち相対的乳児投与量（RID）が10%あるいはそれ以上に達する4剤（フェノバルビタール、エトスクシミド、プリミドン、ラモトリギン）に関しては授乳婦への慎重投与が示されておりますが、その他の抗てんかん薬に関しては禁止・慎重投与の記載はなく、母乳栄養の利点とともに、授乳婦が必要薬物服用を拒否・中止したり、授乳を中止したりすることがないように、授乳婦に正確な情報を提供することが求められております。今般、授乳婦への指導において抗てんかん薬内服中の授乳が禁止されていることが稀ではない、と当学会会員より報告がございました。当学会としましては、授乳に関して一部の抗てんかん薬では乳児の注意深い観察を必要といたしますが、原則的には授乳可能と判断しております（てんかんを持つ妊娠可能年齢の女性に対する治療ガイドライン「てんかん研究」2007;25(1):27-31。http://square.umin.ac.jp/jes/pdf/pregnancyGL.pdf）。他にガイドラインを公開しております日本神経学会、国際抗てんかん連盟（International League Against Epilepsy）の見解も同様です（てんかん診療ガイドライン 2018、日本神経学会監修、医学書院、東京。2018；https://onlinelibrary.wiley.com/doi/full/10.1111/j.1528-1167.2009.02130.x）。抗てんかん薬内服中の画一的な授乳禁止は、児の成長発育、母児相互作用において不利益を招く恐れがございます。

当学会としては、抗てんかん薬内服中の授乳指導において、『産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017』をはじめとする各種ガイドラインに基づく正確な情報提供、適切な指導を望んでおります。貴学会におかれましては、抗てんかん薬内服中の授乳指導に関して、原則的には可能である旨、あらためて貴学会会員様への周知をお願いいたくご配慮賜れますよう心からお願い申し上げます。

末筆ながら、貴学会との合同企画開催は、妊娠・出産を控えるてんかん女性への力強い応援になったことと大変感謝いたしております。今後とも当学会との連携をどうかよろしくお願い申し上げます。